令和８年 12 月１日開会

第　４　回　定　例　会

議　　案

川　根　本　町　議　会

議　　案　　目　　録

承認第 4 号	専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	・P. 1～3
同意第 3 号	農業委員会委員の任命について	・P. 4
同意第 4 号	農業委員会委員の任命について	・P. 5
同意第 5 号	農業委員会委員の任命について	・P. 6
同意第 6 号	農業委員会委員の任命について	・P. 7
同意第 7 号	農業委員会委員の任命について	・P. 8
同意第 8 号	農業委員会委員の任命について	・P. 9
同意第 9 号	農業委員会委員の任命について	・P. 10
同意第 10 号	農業委員会委員の任命について	・P. 11
同意第 11 号	農業委員会委員の任命について	・P. 12
同意第 12 号	農業委員会委員の任命について	・P. 13
同意第 13 号	農業委員会委員の任命について	・P. 14
議案第 36 号	川根本町債権管理条例の制定について	・P. 15～18
議案第 37 号	川根本町税条例の一部を改正する条例について	・P. 19～24
議案第 38 号	川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について	・P. 25

議案第 39 号　川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について　・P. 26

議案第 40 号　川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について　・P. 27～28

議案第 41 号　川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例について　・P. 29

議案第 42 号　川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例について　・P. 30～31

議案第 43 号　川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について　・P. 32

議案第 44 号　川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例について　・P. 33

議案第 45 号　川根本町森林交流宿泊施設条例の一部を改正する条例について　・P. 34～35

議案第 46 号　公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）　・P. 36

議案第 47 号　公の施設の指定管理者の指定について（三ツ星オートキャンプ場）　・P. 37

議案第 48 号　公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）　・P. 38

議案第 49 号　公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）　・P. 39

議案第 50 号　公の施設の指定管理者の指定について（池ノ谷キャンプ場）　・P. 40

議案第 51 号　公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）　・P. 41

議案第 52 号　公の施設の指定管理者の指定について（森林交流宿泊施設）　・P. 42

議案第 53 号　財産の処分について　・P. 43

議案第 54 号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更について　・P. 44

議案第 55 号　令和８年度川根本町一般会計補正予算（第３号）　・P. 45～49

議案第 56 号　令和８年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）　・P. 50～52

議案第 57 号　令和８年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）　・P. 53～55

議案第 58 号　令和８年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第１号）　・P. 56～58

議案第 59 号　令和８年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第１号）　・P. 59～61

承認第４号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　　薗田　靖邦

専決第４号

専決処分書

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年 11 月６日

川根本町長　　薗田　靖邦

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年11月６日

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町条例第13号

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川根本町国民健康保険税条例（平成18年川根本町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項、第25条（見出しを含む。）中「納税通知書」を「納入通知書」に改める。

附　則

この条例は、令和８年11月９日から施行する。

同意第３号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町東藤川 1116 番地の１
氏　　名　　渡　辺　実　優
生年月日　　平成 12 年１月４日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第４号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町千頭 770 番地
氏　　名　　望　月　こさみ
生年月日　　昭和 41 年４月 10 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第５号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町久野脇 194 番地
氏　　名　　西　原　毅　実
生年月日　　平成８年６月 25 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第６号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町田代 476 番地の５
氏　　名　　橋　本　立　生
生年月日　　昭和 59 年３月９日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第７号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町地名 279 番地の１
氏　　名　　山　下　　尊
生年月日　　昭和 38 年２月 25 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第８号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町徳山 1241 番地
氏　　名　　金　子　明　悟
生年月日　　昭和 33 年７月 29 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第９号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町下長尾 49 番地の２
氏　　名　　梶　山　嘉　久
生年月日　　昭和 33 年８月 31 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第 10 号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町下長尾 1089 番地の２
氏　　名　　澤　井　康　二
生年月日　　昭和 32 年８月３日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第 11 号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町奥泉 532 番地
氏　　名　　西井戸　寛　二
生年月日　　昭和 32 年 10 月 15 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第 12 号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町田野口 935 番地
氏　　名　　長　嶋　一　幸
生年月日　　昭和 31 年２月 29 日

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

同意第13号

農業委員会委員の任命について

川根本町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　川根本町下長尾2048番地の５
氏　　名　　瀧　尾　政　之
生年月日　　昭和30年２月21日

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

議案第36号

川根本町債権管理条例の制定について

川根本町債権管理条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町債権管理条例

（目的）

第１条　この条例は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び公正かつ公平な町民負担の確保を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　町の債権　金銭の給付を目的とする町の権利をいう。

(2)　町税　町の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。

(3)　公債権　町の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の３第１項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。

(4)　強制徴収公債権　公債権のうち、法令に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。

(5)　非強制徴収公債権　公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。

(6)　私債権　町の債権のうち、町税及び公債権以外の債権をいう。

(7)　非強制徴収債権　非強制徴収公債権及び私債権をいう。

（他の法令等との関係）

第３条　町の債権の管理に関する事務の処理については、法令、条例又はこれらに基づく規則（法第138条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（町長の責務）

第４条　町長（地方公営企業法第８条第２項の規定により管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。）は、この条例の目的を達成するため、法令等の定めるところにより、町の債権の管理を適正に行わなければならない。

（債権管理簿の整備）

第５条　町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権管理簿を整備しなければならない。ただし、当該町の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

（徴収計画の策定）

第６条　町長は、町の債権を計画的に徴収するため、毎年度の徴収計画を策定するものとする。

（督促）

第７条　町長は、町の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第８条　町長は、町税及び強制徴収公債権について、前条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、法令等の定めるところにより、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

２　町長は、前項の規定にかかわらず、法令等に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

（強制執行等）

第９条　町長は、非強制徴収債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の２から第171条の４までの規定により、その強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

２　町長は、非強制徴収債権について、自治令第171条の５から第171条の７までの規定により、その徴収停止若しくは履行期限の延長又は当該債権に係る債務を免除することができる。

（債務者に関する情報の共有）

第10条　町長は、履行期限までに履行されない町の債権がある場合において、当該町の債権の管理に関する事務を行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度において、法令等の規定に従い、当該債

務者の情報を同一の町の機関（川根本町個人情報保護法施行条例（令和５年川根本町条例第12号）第２条第２項に規定する町の実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の町の機関に提供し、又は他の町の機関から収集することができる。この場合において、町税及び強制徴収公債権に係る債務者に関する情報を非強制徴収債権の管理に関する事務のために利用し、提供し、又は収集しようとするときは、事前に債務者の同意を得るものとする。

２　町長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該町の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

３　町長は、第１項の規定により利用し、又は収集した情報を当該町の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（債権の放棄）

第11条　町長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1)　債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

(2)　債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(3)　当該債権のうち私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するか否かの意思を確認できないとき。

(4)　破産法（平成16年法律第75号）第253条第１項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第１項その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

(5)　当該債権について、第９条第１項の規定による強制執行等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(6)　当該債権について、第９条第２項の規定による徴収停止の措置をと

った場合において、当該措置から相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。

(7)　債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合又はその相続人が存在しない場合（その相続人の存在が明らかでない場合を含む。）において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(8)　当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2　町長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

川根本町税条例の一部を改正する条例について

川根本税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町税条例の一部を改正する条例

川根本町税条例（平成 17 年川根本町条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第 36 条の２第１項ただし書中「及び第 36 条の３の３第１項」を「並びに第 36 条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第 36 条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第 36 条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)　所得税法第 203 条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2)　法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

(3)　法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

第 36 条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第 48 条の９の７の３」を「第 48 条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第 317 条の３の３第１項の規定による申告書」を「同条第１項の規定による申告書」に、「法第 317 条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　公的年金等支払者の名称

(2)　公的年金等受給者が、法第 314 条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3)　特定配偶者の氏名

(4)　扶養親族又は特定親族の氏名

(5)　その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和７年」を「平「令和 12 年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第 20 条第１項」を「、附則第 19 条の３第１項又は附則第 20 条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の２第２項中「附則第34条の２第５項」を「法附則第34条の２第６項」に、「附則第34条の２第10項」を「附則第34条の２第12項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の２第２項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」

とあるのは、「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第63条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

(2)　第34条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第17条の２の改正規定並びに次条第４項の規定　令和10年１月１日

(3)　附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の川根本町税条例（以下「新条例」という。）第36条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書に

ついて適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の川根本町税条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第３号に掲げる規定による改正後の川根本町税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の日（以下この項及び第５項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

４　前条第２号に掲げる規定による改正後の川根本町税条例附則第17条の２第４項

の規定は、町民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の日以後に行う同条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　前条第３号に掲げる規定による改正後の川根本町税条例附則第 19 条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の川根本町税条例第 63 条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第38号

川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について

川根本町普通河川条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町普通河川条例の一部を改正する条例

川根本町普通河川条例（平成17年川根本町条例第139号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「昭和39年法律第167号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同項第２号中「河川法」を「法」に、「もの。」を「もの」に改める。

第14条第１項中「届出」を「届け出」に改め、同条第２項中「届け出」を「届出」に、「かかる」を「係る」に改める。

第17条第２項ただし書中「100分の110」を「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する金額」に改め、「得た額」の次に「（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）により算定した額」を加える。

別表の２の表工作物の設置を伴うものの部中「310」を「340」に、「1,100」を「840」に、「140」を「120」に、「350」を「320」に、「170」を「190」に改め、同表工作物の設置を伴わないものの部農地（樹園地を除く。）又は採草地の項中「９」を「10」に改め、同部その他のものの項中「90」を「100」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の川根本町普通河川条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の許可（更新及び変更の許可を含む。以下同じ。）に係る占用料等について適用し、施行日以前の占用の許可に係る占用料等については、なお従前の例による。

議案第39号

川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

川根本町流水占用料等徴収条例（平成17年川根本町条例第84号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を次のように改める。

２　前項の流水占用料の額については、川根本町普通河川条例（平成17年川根本町条例第139号）第17条第２項の規定を準用する。

第３条第３項を削る。

別表を削る。

別記様式を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の川根本町流水占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の許可（更新及び変更の許可を含む。以下同じ。）に係る流水占用料等について適用し、施行日前の占用の許可に係る流水占用料等ついては、なお従前の例による。

議案第40号

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

川根本町簡易水道事業給水条例（平成17年川根本町条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第24条関係）

給水の種類	検針期間	水道メーターの口径	基本料金		超過料金（1㎥につき）					
			使用水量	料金	11㎥以上20㎥まで	21㎥以上40㎥まで	41㎥以上60㎥まで	61㎥以上80㎥まで	81㎥以上100㎥まで	101㎥以上
一般用	2箇月	13mm	10㎥まで	3,020.2円	61.6円	162.2円	189.0円	220.3円	256.7円	299.0円
		20mm		3,926.2円						
		25mm		5,103.9円						
		30mm		6,635.0円						
		40mm		8,625.5円						
		50mm		11,213.0円						
		65mm		14,576.8円						
		75mm		18,949.7円						
集会所等コミュニティ関係施設	6箇月	13mm	10㎥まで	3,020.2円	61.6円	162.2円	189.0円	220.3円	256.7円	299.0円
		20mm		3,926.2円						
		25mm		5,103.9円						
		30mm		6,635.0円						
		40mm		8,625.5円						
		50mm		11,213.0円						
墓地	12箇月	13mm	10㎥まで	3,020.2円	61.6円	162.2円	189.0円	220.3円	256.7円	299.0円
		20mm		3,926.2円						
		25mm		5,103.9円						
		30mm		6,635.0円						
		40mm		8,625.5円						
		50mm		11,213.0円						
臨時給水	6箇月以内	13mm	10㎥まで	3,020.2円	61.6円	162.2円	189.0円	220.3円	256.7円	299.0円
		20mm		3,926.2円						
		25mm		5,103.9円						

		30mm		6,635.0円						
		40mm		8,625.5円						
		50mm		11,213.0円						
		65mm		14,576.8円						
		75mm		18,949.7円						
休止施設	12箇月	13mm		3,020.2円						
		20mm		3,926.2円						
		25mm		5,103.9円						
		30mm		6,635.0円						
		40mm		8,625.5円						
		50mm		11,213.0円						
		65mm		14,576.8円						
		75mm		18,949.7円						

備考

1　集会所等コミュニティ関係施設とは、地域社会の健全な発展を目的として、一定地域の住民により自主的に結成されたコミュニティ組織が管理運営する施設をいう。

2　休止施設とは、前年の12月31日以前から継続して休止している施設をいう。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第41号

川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例

川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町キャンプ場条例の一部を改正する条例

川根本町キャンプ場条例（平成17年川根本町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「の納入」を削る。

第11条第２項を次のように改める。

利用料金は、別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第11条関係）

種別	単位	利用料金の額	
		町民	町外者
入場	1人／1日	1,000円	2,000円
駐車	1台／1日	1,500円	3,000円
テント	1張／1泊	8,000円	16,000円
オートキャンプ	1サイト／1泊	10,000円	20,000円
バーベキュー棟	1卓／2時間まで	3,000円	6,000円
釜場	1卓／2時間まで	2,000円	4,000円
温水シャワー	1回につき（3分～5分）	300円	600円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第42号

川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例について

川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町奥大井もりのくに条例の一部を改正する条例

川根本町奥大井もりのくに条例（平成18年川根本町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項を次のように改める。

利用料金は、別表第１、別表第２及び別表第３に定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

別表第１中

「

区分	大人	小人	摘要
町民	500円	250円	
町外者	700円	300円	

」を

「

区分	大人	小人	摘要
町民	600円	300円	
町外者	1,200円	600円	

」に

改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条、第14条関係）

施設名　もりのコテージ

区分	名称	金額		摘要
B棟 (6人用)	もみじ りんどう	町民	39,000円	1棟当たり 1泊
		町外者	78,000円	

C棟 (4人用)	のぎく いちい	町民	26,000円	1棟当たり 1泊
		町外者	52,000円	
D棟 (4人用補助2人)	すいせん	町民	35,000円	1棟当たり 1泊
		町外者	70,000円	
E棟 (2人用補助2人)	みずき やまぶき	町民	23,000円	1棟当たり 1泊
		町外者	46,000円	
F棟 (3人用)	どうだん	町民	21,500円	1棟当たり 1泊
		町外者	43,000円	
バーベキューハウス		町民 コテージ宿泊者	2,000円	1卓3時間
		町外者	4,000円	

別表第３を次のように改める。

施設名　もりのくに健康増進用広場

施設名	区分	金額	摘要
テニスコート	町民 コテージ宿泊者	500円	コート1面1時間
	町外者	1,000円	
夜間照明	町民 コテージ宿泊者	300円	コート1面1時間
	町外者	600円	
休憩棟	町民 コテージ宿泊者	300円	会議室1時間
	町外者	600円	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第43号

川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について

川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例

川根本町接岨峡温泉休憩施設条例（平成18年川根本町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項を次のように改める。

利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分			金額	
			町民	町外者
入浴に係る利用料金	入浴のみ	大人	700円	1,400円
		小人	500円	1,000円
	入浴及び休憩	大人	1,400円	2,800円
		小人	800円	1,600円
宿泊に係る利用料金	西棟2階（定員24人） 1棟1泊につき		60,000円	120,000円
	東棟2階（定員32人） 1棟1泊につき		80,000円	160,000円

備考　小人は、中学生以下とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第44号

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例について

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例（平成18年川根本町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項を次のように改める。

利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分		大人	小人	摘要
入浴	町民	600円	300円	
	町外者	1,200円	600円	

備考　小人は、中学生以下とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第45号

川根本町森林交流宿泊施設条例の一部を改正する条例について

川根本町森林交流宿泊施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

川根本町森林交流宿泊施設条例の一部を改正する条例

川根本町森林交流宿泊施設条例（令和２年川根本町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　利用料金は、別表第１及び第２に定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第７条、第14条関係）

ウッドハウスおろくぼの使用料金

区分	大人（中学生以上）		小人（小学生）		小学生未満（未就学児）	
	町民	町外者	町民	町外者	町民	町外者
宿泊料	7,000円	14,000円	4,500円	9,000円	3,500円	7,000円
食事料	規則で定める額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。					

備考　宿泊は、午後３時から翌日午前10時までとする。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条、第14条関係）

緑の伝習館の使用料金

区分	町民	町外者
使用料(1時間)	1,000円	2,000円
備考	1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 46 号

公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
くのわき親水公園キャンプ場	川根本町久野脇 280 番地	くのわき親水公園管理運営組合 組合長　諸田　強	令和９年４月１日から 令和 12 年３月 31 日まで

議案第47号

公の施設の指定管理者の指定について（三ツ星オートキャンプ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
三ツ星オートキャンプ場	川根本町上長尾280番地の２	合同会社 River roots research & Lab 代表社員　鈴木　諭	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

議案第48号

公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
不動の滝自然広場オートキャンプ場	川根本町上長尾280番地の２	合同会社 River roots research & Lab 代表社員　鈴木　諭	令和９年４月１日から 令和12年３月31日まで

議案第 49 号

公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
アプトいちしろキャンプ場	川根本町梅地３番地の 19	アプトいちしろキャンプ場管理運営組合 組合長　西井戸寛二	令和９年４月１日から 令和 12 年３月 31 日まで

議案第50号

公の施設の指定管理者の指定について（池ノ谷キャンプ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
池ノ谷キャンプ場	川根本町千頭528番地の５	池の谷観光農林漁業組合 組合長　大村雄一郎	令和９年４月１日 から 令和12年３月31日 まで

議案第51号

公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、川根本町キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
八木キャンプ場	川根本町奥泉761番地の２	八木キャンプ場管理組合 組合長　芦澤弘美	令和９年４月１日 から 令和12年３月31日 まで

議案第52号

公の施設の指定管理者の指定について（森林交流宿泊施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により、森林交流宿泊施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名　称	
ウッドハウス おろくぼ 緑の伝習館	川根本町千頭776番地の25	株式会社　KAWANE ホールディングス 代表取締役 迫　洋一郎	令和９年４月１日 から 令和 12 年３月 31 日 まで

議案第53号

財産の処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年12月1日提出

川根本町長 薗田　靖邦

1　処分・譲渡する財産

（1）名　称　　川根本町高度情報通信基盤設備一式

（2）所　在　　川根本町全域

（3）財産の内容

ア　物品（工作物）

（ア）　品目　光ファイバケーブル、局舎設備、光終端装置、自営柱等

2　処分の方法　無償譲渡

3　相　手　方　広島県安芸高田市甲田町高田原2500

CBBS株式会社

代表取締役社長　　秦野　仁志

議案第54号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第４条第４号中「第５号」を「第３号」に、「第７号」を「第５号」に改める。

附　則

この規約は、令和９年６月１日から施行する。

議案第55号

令和８年度　川根本町一般会計補正予算（第３号）

令和８年度川根本町一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,700 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,028,800 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の補正は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年 12 月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳入 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		20,941	1,600	22,541
	1 財産運用収入	19,105	1,600	20,705
19 繰越金		114,824	△15,600	99,224
	1 繰越金	114,824	△15,600	99,224
21 町債		934,000	3,300	937,300
	1 町債	934,000	3,300	937,300
歳入合計		7,039,500	△10,700	7,028,800

（ 歳出 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,802,562	6,078	1,808,640
	1 総務管理費	607,322	5,128	612,450
	2 企画費	259,698	2,460	262,158
	3 情報政策費	648,910	1,150	650,060
	6 徴税費	81,237	△2,060	79,177
	7 戸籍住民基本台帳費	62,062	△600	61,462
3 民生費		1,342,946	△8,688	1,334,258
	1 社会福祉費	1,010,715	△2,283	1,008,432
	2 児童福祉費	331,330	△6,405	324,925
4 衛生費		634,844	△1,990	632,854
	1 保健衛生費	319,293	△2,090	317,203
	2 清掃費	315,551	100	315,651
6 農林水産業費		525,415	△2,570	522,845
	1 農業費	307,285	△3,460	303,825
	2 林業費	218,130	890	219,020
7 商工費		363,977	△80	363,897
	1 商工費	363,977	△80	363,897
8 土木費		322,731	700	323,431
	1 土木管理費	47,160	△7,300	39,860

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	221,452	3,000	224,452
	3 河川費	30,276	5,000	35,276
10 教育費		860,892	△9,250	851,642
	1 教育総務費	367,640	380	368,020
	2 義務教育学校費	204,125	△6,350	197,775
	3 社会教育費	134,440	△3,280	131,160
12 公債費		630,547	5,100	635,647
	1 公債費	630,547	5,100	635,647
歳出合計		7,039,500	△10,700	7,028,800

第　２　表

地　方　債　補　正

（補　正）

起債の目的	補正前限度額 千円	補正後限度額 千円
過疎対策事業債	６６８，４００	６９８，７００
緊急自然災害防止対策事業債	３３，１００	２２，５００
緊急防災・減災事業債	１４９，３００	１２９，４００

議案第56号

令和８年度　川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度川根本町国民健康保険事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761,800千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

第1表　歳入歳出予算補正

（歳入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財産収入		184	100	284
	1 財産運用収入	184	100	284
6 繰入金		70,428	△1,300	69,128
	1 一般会計繰入金	60,428	△1,300	59,128
歳入合計		763,000	△1,200	761,800

（ 歳出 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		25,424	△1,300	24,124
	1 総務管理費	22,541	△1,300	21,241
6 基金積立金		184	100	284
	1 基金積立金	184	100	284
歳出合計		763,000	△1,200	761,800

議案第57号

令和８年度　川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度川根本町介護保険事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,465,200千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳入 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		388,818	1,584	390,402
	2 国庫補助金	158,530	1,584	160,114
6 財産収入		324	174	498
	1 財産運用収入	324	174	498
7 繰入金		245,277	△4,658	240,619
	1 一般会計繰入金	225,686	△4,658	221,028
歳入合計		1,468,100	△2,900	1,465,200

（ 歳出 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		46,514	3,168	49,682
	1 総務管理費	27,231	3,168	30,399
4 基金積立金		324	174	498
	1 基金積立金	324	174	498
5 地域支援事業費		57,224	△6,242	50,982
	2 包括的支援事業・任意事業費	21,059	△6,242	14,817
歳出合計		1,468,100	△2,900	1,465,200

議案第58号

令和８年度　川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,000千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（ 歳入 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		35,300	△2,000	33,300
	1 一般会計繰入金	35,300	△2,000	33,300
歳入合計		62,000	△2,000	60,000

（ 歳出 ）　　（ 単位：千円 ）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		46,006	△2,000	44,006
	1 施設管理費	43,949	△2,000	41,949
歳出合計		62,000	△2,000	60,000

議案第59号

令和８年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決額）	（補正額）	（計）
収　入				
第１款	水道事業収益	156,309 千円	△ 1,606 千円	154,703 千円
第２項	営業外収益	56,879 千円	△ 1,606 千円	55,273千円
支　出				
第１款	簡易水道事業費用	199,157 千円	△ 3,200 千円	195,957 千円
第１項	営業費用	193,516 千円	△ 3,200 千円	190,316 千円

（議会の議決を経なければ流用する事のできない経費）

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決額）	（補正額）	（計）
職員給与費	15,509千円	△ 3,213 千円	12,296千円

（他会計からの補助金）

第４条　予算第９条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

（既決額）	（補正額）	（計）
17,350千円	△ 1,606 千円	15,744千円

令和８年12月１日提出

川根本町長　薗田　靖邦

（補正第１号）

令和８年度 川根本町簡易水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

款	項	目	予定額(千円)	補正額(千円)	計(千円)	備　　考
1 簡易水道事業収益			**156,309**	**△ 1,606**	**154,703**	
	1 営　業　収　益		99,430			
		1 給　水　収　益	99,370			水道料金収入
		2 その他の営業収益	60			各種手数料収入
	2 営　業　外　収　益		56,879	△ 1,606	55,273	
		1 受取利息及び配当金	68			預金利息、基金利息
		2 他　会　計　補　助　金	17,350	△ 1,606	15,744	一般会計繰入金　△ 1,606,000
		3 長期前受金戻入	38,494			
		4 雑　　収　　益	10			その他雑収益
		5 消費税及び地方消費税還付金	957			

簡易水道事業会計　補正予算実施計画

収益的収入及び支出
支　　出

款	項	目	予定額(千円)	補正額(千円)	計(千円)	備　　考
1 簡易水道事業費用			**199,157**	**△ 3,200**	**195,957**	
	1 営業費用		193,516	△ 3,200	190,316	
		1 原水及び浄水費	50,293			
		2 配水費及び給水費	23,578			
		3 総係費	27,118	△ 3,200	23,918	給料、職員諸手当、法定福利費　△ 3,200,000
		4 減価償却費	92,527			
	2 営業外費用		3,591	0	3,591	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	3,590			企業債利息
		2 雑支出	1			一般会計繰出金
	3 特別損失		1,050	0	1,050	
		1 その他特別損失	1,050			災害復旧費
	4 予備費		1,000	0	1,000	
		1 予備費	1,000			

簡易水道事業会計　補正予算実施計画